

除草剤配付事業のお知らせ

町では、町民等が自ら行う町内の住環境の整備及び美化活動を支援することで、景観の維持や帰還・移住意欲の高揚を図ることを目的に、除草剤を配付します。

ご希望の方は、所定の申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

配付対象者

- 平成23年3月11日現在で双葉町に居住していた方
- 双葉町内に宅地を所有している方(町外に住民登録されている方を含む)

配付除草剤及び数量

ネコソギロングシャワーV9 2L (液剤タイプ、非農耕用) **1世帯上限10本**

※使用場所は町に居住していた又は所有する宅地に限ります。

※在庫がなくなり次第、除草剤が変更される場合があります。

配付時期及び場所

○期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日

○時間:午前9時～午後4時

○場所:旧双葉駅舎(JR双葉駅隣)

※配付は一般社団法人ふたばプロジェクト職員が担当します。

※土・日曜日、祝日も対応します。(年末年始(12/29～1/3)は除きます。)

配付場所(旧双葉駅舎)では
申請受付を行っていません
のでご注意ください。

申請受付について

所定の申請書(裏面)に必要事項を記入の上、下記窓口に提出してください。

○住民生活課

○各支所・連絡所

※郵送でも受付します。

郵送の場合は「住民生活課」あてお送りください。

※申請書は町公式ホームページからダウンロードできます。

- ◆ 申請受付は平日(8:30～17:15)のみになります。
- ◆ 受取希望日の5営業日前までに申請してください。

(参考) 除草剤配付までの流れ



申請書郵送先
・問合せ先

住民生活課

住所:〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

電話:0240-33-0126 FAX:0240-33-0080

E-mail: jyumin@town.futaba.fukushima.jp